

国際税務

QI/FATCA/CRS/CARF 関連情報

ケイマン諸島：CRS 規制に対する最新情報について

デロイト トーマツ 税理士法人 GIR (Global Information Reporting)

2026 年 2 月 25 日号

2025 年 11 月 27 日、ケイマン諸島税務当局は、OECD の更新に踏まえ、共通報告基準 (CRS) のデュー・ディリジェンス及び報告を強化する改正 CRS 規則を公表した。これらの新要件は、ケイマン諸島の国際税務協力局 (Department for International Tax Cooperation : 以下「DITC」) によるコンプライアンス及び執行権限の強化を目的としている。以下にその概略を記載する。

1. 金融機関の登録期限

2026 年以降に設立される金融機関の DITC ポータル登録期限は、従来の 4 月 30 日から 1 月 31 日へ前倒しとなった。新期限が初めて適用されるのは 2027 年 1 月 31 日である。なお、2025 年に設立された金融機関には従前の期限が適用され、登録期限は 2026 年 4 月 30 日である。

2. 主たる連絡担当者 (Principal Point of Contact : 以下「PPOC」)

全ての金融機関は、PPOC を任命し、DITC ポータルサイトに登録を行う必要があるが、PPOC はケイマン諸島の居住者 (自然人又は法人) でなければならない。これまで、PPOC がケイマン諸島の居住者であることは求められていなかったため、日本居住者を PPOC として登録している金融機関は、以下の期限までに、新たにケイマン諸島の居住者を PPOC として任命・登録を行う必要がある。日本からケイマンのファンドを運営する金融機関は、現地の法律事務所等に PPOC になることを依頼することになると思われる。

PPOC の目的と役割

PPOC は、DITC が現地で連絡可能な窓口 (担当者) を確保することを目的とする。DITC ポータルでは、DITC が PPOC と直接連絡を取ること、及び、PPOC からの連絡の受領及び回答が適切なタイミングで行われると合理的に期待できるように、十分な PPOC の連絡先情報を提供することが求められる。なお、十分な連絡先情報を含まない場合には、申請が却下されるか、DITC による追加照会の対象となる場合がある。

既存の金融機関の期限

2026 年 1 月 1 日より前に設立された金融機関は、PPOC をケイマン諸島居住者とする要件を 2027 年 1 月 31 日までに満たす必要がある。

新規の金融機関の期限

2026 年 1 月 1 日以降に設立された金融機関は、ケイマン諸島居住者を PPOC として指定し、2027 年 1 月 31 日までに DITC ポータルに登録する必要がある。

3. 報告期限

金融機関が提出する CRS 年次申告及び CRS コンプライアンス様式の提出期限は、従来の 7 月 31 日及び 9 月 15 日から、いずれも毎年 6 月 30 日に前倒しとなった。初めて適用されるのは暦年 2026 年であり、提出期限は 2027 年 6 月 30 日である。

4. CRS 方針及び手続

金融機関は、書面による方針及び手続を策定・実施・維持し、これに遵守することが求められる。方針及び手続は、以下を満たすものとする。

1. 金融口座保有者又は支配者が税務上の居住者である各法域を特定すること
2. CRS のセクション II～VII に定められたデュー・デiligence手続を適用すること
3. 有効な自己宣誓書類を収集すること
4. 当該金融口座に関し、取得した情報、又は法令遵守のために講じた措置の記録を、当該情報が関連する年の終了時点又は当該措置が講じられた年の終了時点から少なくとも 6 年間保存すること

5. 執行及び罰則

DITC は、金融機関に 6 年間の保存義務があることを踏まえ、CRS に関連する全ての帳簿・記録又は電子的に保存された情報の提出要求及び検査を行う権限を有する。罰則については、初期罰金及び継続罰金の上限を 5 万ドルとし、罰金に対する利息は廃止された。また、違反通知への回答期限は従前の 60 日から 30 日に短縮された。さらに、CRS 申告の提出義務（ゼロ申告かどうかを問わず）については、当局は違反通知を発出することなく罰金を科すことができる。

6. 報告

2026 年度を対象とする報告から、金融機関に新たな報告要件が適用される。新たな報告要件は、口座情報（共同口座、自己宣誓書類のステータス、既存と新規の区分）、資本持分の分類等についての情報である。

7. 改正 CRS の法律・規則と Amended CRS Quick Guide の公開

DITC は改正 CRS に関する法律・規則を公開するとともに、改正内容を簡潔にまとめた [Amended CRS Quick Guide](#) を公開した。Quick Guide では、重要な変更点や報告期限等のタイムラインが一覧化されており、参考和訳を併せて送付するため、ケイマン CRS の対応が必要な金融機関は一読されたい。

おわりに

デロイト・トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、CARF 及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所 GIR (Global Information Reporting)		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatsumi.co.jp
マネージングディレクター	岡 映	akiroka@tohmatsumi.co.jp
ディレクター	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatsumi.co.jp
シニアマネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohmatsumi.co.jp
シニアマネジャー	津崎 祐美	yutsuzaki@tohmatsumi.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohmatsumi.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohmatsumi.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohmatsumi.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数者を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定又は行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301